

「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」

仕 様 書

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

1. 事業の趣旨

近年、義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化等の影響もあって、平成10年以降通信制高等学校数・生徒数が急増しており、中でも通信制高等学校に通う生徒数は令和7年度において305,197人と増加の一途をたどっている。このような状況において通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけではなく、多様な学びのニーズへの受け皿として、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供や、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きな役割を担っている。

一方で、一部の通信制高等学校において不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されている。そのため、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信教育規程」という。）の改正や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。平成30年3月、令和3年3月、一部改訂。以下「ガイドライン」という。）の策定や一部改正が重ねられているところである。また、所轄庁においては、平成28年度からガイドライン等に基づく調査（以下、「点検調査」という。）を文部科学省の協力を得ながら実施しているところであるが、現在においても不適切な学校運営や教育活動を行っている学校が少なからず見られるのが実態である。

また、特に広域通信制高等学校においては、サテライト施設を所轄庁の圏域を越えて全国に設置しており、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は、当該施設に対して関与できない仕組みとなっている。

このような現状を踏まえ、本事業においては、所轄庁による通信制高等学校への指導・監督の実態を分析し、適切な教育活動や学校運営に繋がるよう所轄庁による点検調査の在り方について調査研究を行う。また、所轄庁と関係機関又は所轄庁同士の連携を強化するとともに、専門家や第三者評価機関等との相談体制を確立するためのスキーム開発に関する調査研究を行う。

2. 事業内容

所轄庁は平素より所轄する学校に対し、当該学校に対する許認可を行った立場より当該校の行う教育が各種法令やガイドラインに則ったものであるかを把握し、場合によっては指導・監督を行うものである。しかし、通信制高等学校にあっては、広域通信制高校をはじめとしてサテライト施設が都道府県の圏域を越えて設置されており、物理的な問題からそこでの教育活動を把握しづらい状況にあるほか、添削指導、面接指導及び試験の方法により行われる通信教育の実施方法の特殊性や、教育行政に携わる経験が少ないとした事由により、適切な指導・監督が出来ていない状況にある。そのため、所轄庁の指導・監督が適切に行われるよう、（1）調査の在り方に関するスキームの構築（2）所轄庁担当者の人材開発の構築の2つの柱について研究を行う。研究と表裏一体のものではあるが、研究で得られた知見等を元に、調査実施のためのチェックシートの作成をはじめ、調査のため的具体的な方策を提案するとともに、所轄庁担当者等を対象とした研修会の企画・運営を行うものとする。

（1）調査の在り方に関するスキームの構築

所轄庁が、通信制高校の任意の協力の元実施する関係法令やガイドラインに則った学校運営（各地に所在する通信教育連携協力施設（以下、「サテライト施設」とする）の運営状況を含む。また、株式会社立の学校が対象となるような場合にあっては、当該設置会社の学校設置会社の経営状況も含む）が行われているかの調査（書面調査・実地調査）の適切な在り方について調査研究を行う。併せて、当該調査において所轄庁の主体的な指導監督が十分になされるよう、必要となりうる調査票のフォーマットの作成等をはじめとした支援を行う。

また、調査の対象となる所轄庁及び学校については、所轄庁に希望調査等を行い選定された内容を文部科学省より伝達するが、下表のとおり34～36校を想定している。

地方	校数
北海道・東北	3～5校
関東	11～13校
中部	5～7校
近畿	5～7校
中国・四国	5～7校
九州・沖縄	2～4校

また、原則として以下の内容を盛り込んだ上で実施することとする。ただし、実施に当たっては受託者が提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。また、受託者において本委託事業を効果的・効率的に行うため、所轄庁が自走して指導監督を行って行くためＩＣＴの活用をはじめとした研究内容・支援内容を提案・追加することも可能であること。

- ① 点検調査の対象所轄庁に対する事前の説明会の実施。点検調査実施前に、点検調査の趣旨・目的、スケジュール、必要書類、調査項目等についての説明を行い、所轄庁が主体的に点検調査を実施できるようにする。なお実施方法については、原則オンラインとする。
- ② 通信教育規程等の関係法令やガイドラインに則った学校運営がなされているか把握するために必要な調査項目及び、学校に対し提出を求める資料の選定。
- ③ 調査に当たり高等学校通信教育に造詣の深い者（通信制高等学校の管理職経験者や教育行政経験者、通信制高等学校に対する第三者評価機関職員等）を所轄庁・調査対象校の課題や改善等について分析を行う助言者として、選定・派遣（1回の調査につき、1人以上の派遣とすることとし、学校規模が大きい場合などは文部科学省と相談の上、複数人体制とすること。なお、派遣される者自らが、以下各項における業務を行うことも可能とする。）。毎回同じ者の派遣である必要はないが、同じ者が年間2回以上参加できるよう調整すること。株式会社立の学校が対象となるような場合にあっては、学校法人等の経営状況の監査について見識を有する者（公認会計士等）を選定、書面調査を行わせること。当該者は、実地調査には参加しなくともよい。候補が定まった時点で文部科学省に相談すること。
- ④ 所轄庁より学校に提出を依頼し、所轄庁宛に提出された書類が過不足なく揃っているかの確認及び所轄庁担当者以外の調査参加者（高等学校通信教育に造詣の深い者、文部科学省職員等、本項以外においては、所轄庁職員を含む。）への共有及び進捗管理。
- ⑤ 調査参加者の書面調査点検結果のとりまとめ。書面結果をふまえた調査参加者による実地調査に向けた方針構築の会議（原則オンラインによる実施とする）の企画・運営。
- ⑥ 調査の円滑な実施・運営に当たっての連絡調整（その他各種日程調整を含む）、調査を主導する所轄庁に対する助言。調査先の学校に対する助言。なお、連絡調整にあっては、各調査相互に日程が重複・集中しないように設定すること。文部科学省との調整にあっては、窓口を一元化すること。（点検調査日の調整方法については、

文部科学省と事前に協議すること。)

- ⑦ 都道府県の圏域を越えて所在するサテライト施設の調査を行う場合のモデル構築に向けた提案、試行実施を希望する所轄庁がある場合の連絡調整。例えば所轄庁が当該所轄庁の圏域を越えたサテライト施設に係る調査事務を実施する場合に、施設所在都道府県が同行する等の方法が考えられるが、同行により円滑かつ適切な調査となるようコーディネートを行う。
- ⑧ 事業実施によらずとも、所轄庁が本来の権能を発揮し、自ら指導監督を継続して実施していくような調査のためのマニュアルや調査票等（以下、「自己点検用マニュアル等」とする）の作成。

（2）所轄庁担当者的人材開発

所轄庁（本項にあっては、教育委員会を含む）職員の資質能力向上のため、以下の内容を実施・検証する。

具体的な実施方法等については、受託者が具体的な内容を提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。各事項の周知等も受託者において実施するものとする。

- ① 所轄庁の指導監督を行うにあたって所轄庁職員が抱く質問のうち、学校運営に関する内容に係る相談対応や、所轄庁からの依頼に基づいた勉強会の実施。
- ② （1）の調査を実施した所轄庁・学校（過年度に実施したものも含む）の調査結果の改善状況に係るアフターフォロー、所轄庁の平時の指導監督の支援、並びに現地の通信制高校管理職経験者等の人材発掘の支援等に関して所轄庁からの要請があった場合、所轄庁が日頃実施する指導監督等の場に、高等学校通信教育に造詣の深い者を助言者として派遣（①と②を合わせて3～7件を想定。）
- ③ 所轄庁職員を対象とした研修会の実施。
 - ア 開催日時（冬頃を想定）、会場、内容、参加対象者については文部科学省と協議し決定する。
 - イ 会場は受託者において設定するとともに、運営に必要な物品やスタッフは受託者がそろえるものとする。
 - ウ 参加者の集約及び各種連絡調整は受託者が行う。
 - エ 会場に来られない者に対してオンラインにより中継する。
- ④ 所轄庁職員が対面で集まり、日頃の指導・監督の実施状況や、都道府県の圏域を越えて設置されるサテライト施設で行われる教育の実態等を共有する場の設定。ただし、③の研修会の内容の一部に代えることは可能。
- ⑤ その他（1）の実地調査時や（2）②の際に、所轄庁職員等に対し、文部科学省の

依頼に基づき、依頼された事項の周知・伝達を行う。

3. 委託期間

委託期間：契約締結日～令和9年3月31日（水）

4. 文部科学省への成果物の提出

（1） 提出物

- ア 報告書15部（A4判）
- イ 調査実施のためのマニュアル（A4判）
- ウ 点検調査のための調査票
- エ 自己点検用マニュアル
- オ その他企画提案書
- ※ 知的財産権の帰属については、契約書に記載の通りとする。
- ※ 成果物は、全て日本語で作成することを原則とし、用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月11日内閣官房長官通知）」を参考にすること。
- ※ 提出にあたって受託者は文部科学省の承認を得ること。
- ※ 報告書、概要紙は印刷物の他、電子媒体（編集可能ファイル及びPDF）によっても納品するものとする。
- ※ 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品に留意すること。
- ※ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

（2） 提出期限

令和9年3月31日（水）

（3） 提出先

文部科学省と協議の上、決定する。

5. 応札者に求める要求要件

事業規模は46,000,000円（税込）を上限とする。

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていないとも不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 実施方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

* 2-1-1 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。

2-1-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

* 2-1-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

2-3 組織の類似事業の経験

2-3-1 過去に高等学校通信教育分野に関する指導・助言や第三者評価等の類似の事

業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- * 3-1-1 事業実施に必要な状況を分析し、的確に問題を発見するとともに、改善に向けた具体的な提案を行う経験を有していること。
- 3-1-2 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有している場合は加点する。
- 3-1-3 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

3-2 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-2-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 4-1-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下の中に限る）。
- 4-1-2 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下の中に限る）。
- 4-1-3 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては

- 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※3 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知についてに基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

7. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、文部科学省が確認することもって検査とする。検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行うこと。また、変更点について文部科学省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8. 守秘義務

受託者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

9. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

10. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文部科学省は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 債務、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに文部科学省に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 1. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 2. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 3. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。